# 熊本市における宿泊税の導入について (報告書)

令和6年(2024年)3月

熊本市宿泊税検討委員会

# 目次

第1	はじめに	. 1
1	観光振興の重要性	. 1
2	財源確保の必要性	. 1
3	検討委員会の設置	. 1
4	検討の内容	. 2
第2	熊本市観光の現状	. 3
1	観光を取り巻く情勢	. 3
2	熊本市観光の現状	. 5
3	熊本市観光マーケティング戦略	. 8
第3	財源の検討	. 9
1	財源の比較検討	. 9
2	論点の整理	
第4	宿泊税の使途について	12
1	宿泊税の使途の考え方	12
2	宿泊税を財源とする取組	
第5	宿泊税の課税要件等について	14
1	課税客体、課税標準及び納税義務者	14
2	特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限	
3	税率(税額)、免税点	16
4	課税免除	18
5	課税期間(見直し期間)	19
6	特別徴収交付金等	20
7	入湯税	
8	課税要件等についての基本的な考え方(一覧)	23
第6	おわりに(まとめ)	
第7	(参考) 熊本市宿泊税検討委員会について	_
1	設置根拠	
2	委員構成	25
3	会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

#### 第1 はじめに

#### 1 観光振興の重要性

全国的に人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中で、 交流人口を拡大させ、波及効果の裾野が広く地域経済の活性化に大きく貢献する、観光振興に関する施策の重要性が高まっている。

熊本市を含む国内外の旅行需要は、新型コロナウイルス感染症の世界的 流行を受けて大きく落ち込んだが、新型コロナウイルス感染症の5類感染 症移行や国の水際対策の終了を受けて、現在、急速に回復傾向にある。

このような中、熊本市では、宿泊・飲食サービス業など観光産業を担う人材の不足等の課題やコロナ禍を経た旅行者のニーズの多様化などの観光を取り巻く状況の変化に対応し、観光振興への取組を強化していくための基本的指針として「熊本市観光マーケティング戦略」が策定(令和6年(2024年)3月)されるなど、今後の積極的な施策展開が期待される。

### 2 財源確保の必要性

熊本市の人口は、令和2年(2020年)国勢調査で減少に転じており、また、将来的にも人口が減少していくと考えられ、市税収入の減少や社会保障関係費の増加等の可能性が懸念されることから、観光施策を継続的に展開していくための安定的な財源の確保について、検討を行う必要がある。

#### 3 検討委員会の設置

これまで、観光振興に関する施策の充実、強化に要する財源確保の検討に関しては、熊本市の関係部署において、導入自治体の事例等を参考に研究が進められ、財源確保の安定性等の観点から、法定外目的税である宿泊税について、有効な財源であると整理されていた。

コロナ禍を経て国内外の旅行需要が急速な回復傾向にある中、快適で安心・安全に観光を楽しめる滞在環境の構築が急務であること、また、市民に愛され、世界に選ばれる観光都市の実現に向けて観光振興に継続的に取り組むことが重要であると同時に、これらの取組を実施するための安定的な財源確保に関する検討の必要性が高まっている状況から、熊本市における宿泊税の導入について多様な視点から客観的に検討するため、令和5年(2023年)10月に熊本市宿泊税検討委員会(以下、「本会」という。)が設置されたものである。

# 4 検討の内容

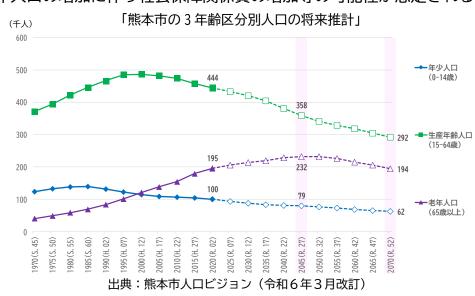
本会では、財源確保の必要性や地方自治体における自主財源の比較、旅行者・宿泊事業者へのアンケート結果や導入自治体の事例を踏まえた宿泊税の使途・制度等を含む、熊本市における宿泊税の導入について、宿泊業をはじめとする関係団体や学識経験者等の専門的な見地から、具体的な検討を行った。

#### 第2 熊本市観光の現状

# 1 観光を取り巻く情勢

### (1) 人口減少

熊本市の人口は、令和2年(2020年)国勢調査で減少に転じており、 将来的にも減少していくと考えられる。生産年齢人口(15~64歳)は平成12(2000)年頃をピークに減少、老年人口(65歳以上)は増加を続けている。今後、生産年齢人口の減少に伴う市民税等の市税収入の減少や、 老年人口の増加に伴う社会保障関係費の増加等の可能性が想定される。



# (2) 旅行需要の回復

令和 5 年(2023 年)の旅行消費は、国内旅行は 21.9 兆円(令和元年(2019 年)比 0.2%減)、インバウンドは過去最高の 5.3 兆円(令和元年(2019 年)比 9.9%増)となるなど、急速に回復している。

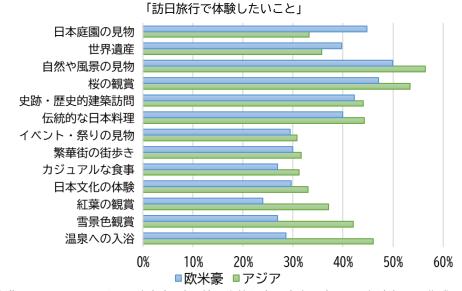


「国籍・地域別にみる訪日外国人旅行消費額と構成比」

出典:観光庁 訪日外国人消費動向調査(2023年暦年全国調査結果(速報)の概要の抜粋)

# (3) 旅行者の行動や意識の変容とニーズの多様化

FIT (個人旅行客) 化が進むとともに、インバウンドにおいては市場毎に訪日旅行で体験したいことが異なるなど、コロナ禍の経験やサステナブルな観光への意識の高まり等から、旅行へのニーズが多様化している。



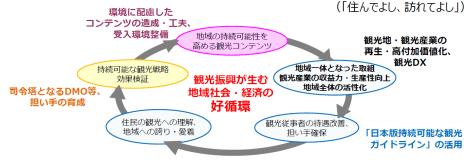
出典:DBJ·JTBF アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査 2023 年度版より作成

### (4) 持続可能な観光の推進

観光産業において、デジタル化の遅れ等による生産性の低さや人材不 足といった構造的課題がコロナ禍で顕在化。観光振興による地域社会・ 経済の好循環を生む仕組みづくりが期待される。

「持続可能な観光地域づくり戦略」

- ■観光振興が**地域社会・経済に好循環**を生む仕組みづくりを推進する
- ■観光産業の**収益力・生産性を向上**させ、**従事者の待遇改善**にもつなげる (「稼げる産業・稼げる地域」)
- ■地域住民の理解も得ながら、地域の自然、文化の保全と観光を両立させる



出典:観光庁 観光立国推進基本計画(第4次)概要より抜粋

# 2 熊本市観光の現状

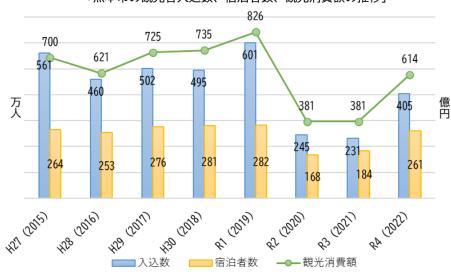
熊本市の旅行需要は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により大きく落ち込んだものの、5 類感染症移行や国の水際対策の終了を受けて、国内外の旅行需要が急速な回復傾向にある。また、半導体関連産業の進出や国際線定期便の就航などが影響し、さらなるインバウンド需要の増加が見込まれる。

観光を含む交流人口・関係人口の重要性が増す中、訪れる人・住む人に優しい魅力的なまちづくりへの取り組みとして、各都市において再開発等が活発に行われており、今後の観光・MICE 市場における都市間競争の激化が予想される。熊本市においても、熊本駅周辺の整備や桜町地区の再開発をはじめ、だれもが訪れたくなる、住んでみたくなる、市民が住み続けたい「上質な生活都市」を目指し、まちづくりに取り組んでいる。

# (1) 観光客入込数、宿泊者数、観光消費額等の状況

熊本市の入込数、宿泊者数、観光消費額は、平成28年(2016年)年の熊本地震により大きく減少した後、熊本城復旧過程の特別公開や令和元年(2019年)の国際スポーツ大会開催などにより順調に回復していたが、令和2年(2020年)の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い再び大きく落ち込んだ。

令和4年(2022年)は、宿泊需要喚起策の実施や国際会議及びイベントの開催等により回復傾向が見られ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行や国の水際対策の終了等を受けて、今後のさらなる増加が見込まれる。



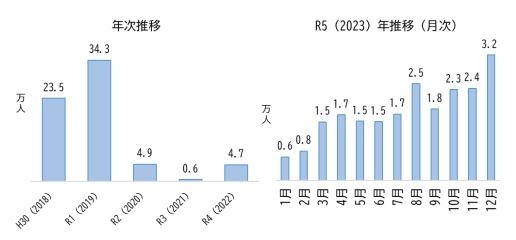
「熊本市の観光客入込数、宿泊者数、観光消費額の推移」

出典:熊本市観光統計

# (3) 外国人宿泊者数の状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく減少した後、令和4年(2022年)から回復傾向が見られ、令和5年(2023年)はコロナ禍前の令和元年(2019年)実績に至らないものの急速に回復している。

「熊本市の外国人宿泊者数の推移」



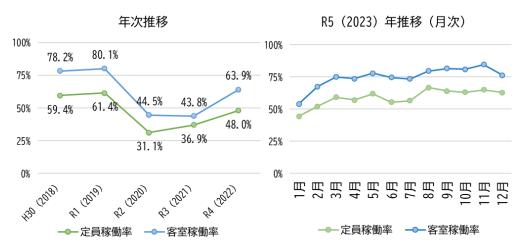
出典:年次推移 熊本市観光統計

R5(2023)年推移 観光庁 宿泊旅行統計調査(令和5年1~12月第2次速報値)

# (4) 宿泊稼働率の状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受け大きく減少した後、コロナ禍前から宿泊施設数が増加している中でも順調な回復傾向が見られる。令和5年(2023年)にはコロナ禍前の令和元年(2019年)実績に近い数値まで回復している。

「熊本市の宿泊稼働率の推移」



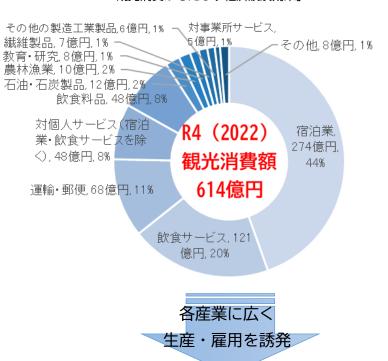
出典:年次推移 熊本市観光統計

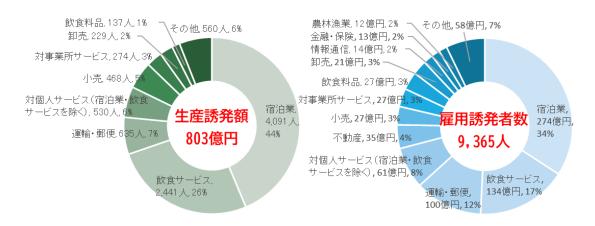
R5 (2023) 年推移 観光庁 宿泊旅行統計調査 (令和5年1~12月 第2次速報値)

# (5) 観光消費がもたらす経済波及効果

観光産業は裾野が極めて広く、経済・産業への生産波及効果により地域経済の活性化に寄与するものである。全国的に人口減少が進む中、熊本市の経済の持続的な発展のためには、観光施策を積極的に展開し、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出す必要がある。

#### 「観光消費がもたらす経済波及効果」





出典:平成27年熊本市産業連関表経済波及効果分析ツール「観光・イベント用」を用い、 令和4年(2022年)熊本市観光統計における観光消費額を基に算出

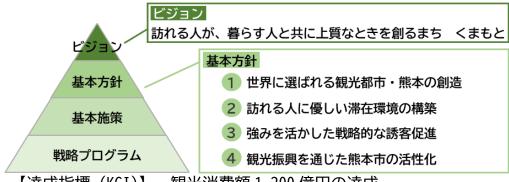
# 3 熊本市観光マーケティング戦略

# (1) 戦略の概要

熊本市第8次総合計画の理念・目標実現に向けた、今後の観光振興の 取組強化のための基本的指針(令和6年(2024年)3月策定)

【期間】 令和6年度(2024年度)~令和13年度(2031年度)

(2) 戦略のビジョン・目標値



【達成指標(KGI)】 観光消費額 1,300 億円の達成

# (3) 戦略の体系・取組事項

ビジョン	基本方針	基本施策	戦略プログラム
	観 光世	(1)熊本城の魅力の最大化	①復旧過程の公開も含めた熊本城の価値向上 ②熊本城の特色をいかしたさらなる活用の推進
訪れ	観光都市・	(2)世界に誇る水資源のブランディング	①国際的な地下水都市としての地位確立 ②豊かな水が育む「食」のブランド化
訪れる人が、	・熊本の創造	(3)観光資源の魅力創出	①歴史文化のストーリー化による回遊性向上 ②自然をいかした体験型観光の推進
が、	創る	(4) "まち"の魅力の発揮	①中心市街地の賑わいの創出 ②ニューツーリズムの推進
暮らす	温 満れ	(1)質の高い観光情報の発信	①観光案内機能の強化 ②質の高いガイドの提供
暮らす人と共に上質なときを創るまち	滞在環境の構築	(2)目的地までの移動の円滑化	①利便性の高い交通サービスの提供 ②移動手段の多様化などによる二次交通の充実
だ 上	築い	(3)快適で安心・安全な滞在環境の構築	①多様なニーズに応じた受入体制の充実 ②危機事象発生時等における対応強化
質な	3 戦論	(1)市場調査に基づく施策の検討・検証	①継続的なマーケットリサーチ ②リサーチデータの活用推進
とき	略的ない	(2)戦略的なプロモーション	①国内外からの誘客につながるプロモーションの展開 ②広域周遊観光の推進
を 創	戦略的な誘客促進強みをいかした	(3)熊本ならではのMICEの推進	①戦略的なMICEの誘致 ②熊本を訪れるきっかけの創出や魅力の向上
るま	進た	(4)熊本ファンと一体となった誘客促進	①熊本ファンとのネットワークの構築 ②熊本ファンと連携したプロモーションの推進
	4 能観	(1)観光産業の経営基盤強化	①観光産業の担い手づくり ②観光サービスの高付加価値化や生産性の向上
くまもと	熊本市の活性化観光振興を通じた		
	16 <u>そ</u>	(2)持続可能な観光まちづくりの推進	①レスポンシブルツーリズムの推進 ②観光資源の保全、継承への市民意識の醸成

#### 第3 財源の検討

1 財源の比較検討

観光施策の充実を目的とした新たな財源の確保については、次の点に留 意して、最も合理的な手段を選択する必要がある。

- 充実した観光振興施策を展開するために一定の規模を確保できること 【規模】
- 中長期的に継続して実施ができるよう安定的な財源であること【安定性・継続性】
- 熊本市民のみに負担を求めるのではなく、行政サービスの受益に応じた負担を求める、という観点も重要であること【受益と負担】
- 社会保障などと比較すると優先順位が低くなるため、観光振興を目的とした財源であることが重要であること「受益と負担」

地方自治体の自主財源としては、税以外に、分担金・負担金、使用料、 手数料及び寄附金等が考えられるが、規模、安定性・継続性、受益と負担 の観点から比較検討を行った結果、地方税が最も適当な手段ではないかと 考えられる(参考資料①)。

さらに、観光振興という特定の目的を実現するための財源であることから、地方税の中でも、自治体が独自に設けることができ、受益と負担の関係が明確である「法定外目的税」が最も適していると考えられる(参考資料②)。

【参考資料①: 地方自治体の自主財源の比較検討】

	種 類	安定性・継続性	受益と負担	規 模
	地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を 求めることが可能	対象者の設定等により <u>規模の確保</u> <u>は可能</u>
	分担金 •負担金	特定の事業に係るため <u>安定</u> <u>的であるが継続的な確保が</u> 難 <u>しい</u>	受益者を個別に特定し、 <b>受益</b>	受益者を個別に特定する必要があり、 <b>規模は限定的</b>
	使用料	安定的・継続的な確保が可能	の範囲内で負担を求める必要 がある	施設等利用者、役務提供先からの徴
	手数料	XVE THE WAS TO SEE WAS THE		収となるため、 <u>規模は限定的</u>
:	寄附金	善意や協力に基づくため、安 定的・継続的な確保が難しい	善意や協力によるため、 <u>受益者が必ずしも負担する必要はない</u>	対象者の設定により <u>規模の確保は</u> 可能

【参考資料②:「課税自主権」を活用した自主財源の比較検討】

	種 類			安定性・継続性、受益と負担、規模 等
	11L	法定	法定外 普通税	<ul> <li>安定的、継続的な確保が可能</li> <li>目的税に比べ、受益と負担の関連性は薄い</li> <li>収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい</li> </ul>
	地 方 税	外税	法定外 目的税	<ul><li>安定的、継続的な確保が可能</li><li>目的税は、受益と負担の関連性が明確である</li><li>必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる</li></ul>
		超	過課税	<ul> <li>安定的、継続的な確保が可能</li> <li>既存の税のうち、入湯税(法定目的税)は、地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当できると定められているが、課税対象が入湯者に限られているため、規模の確保が難しい</li> </ul>

また、観光施策の充実を目的として法定外目的税を検討する際には、観光行動のうちいずれの行動を課税対象とすべきか、受益と負担の関係のほか、次の点にも留意して、最も合理的な手段を検討する必要がある。

- 課税対象の捕捉が比較的容易であること
- 課税に係る行政(徴税)コストが過重とならないこと

そこで、観光行動に着目して課税対象を比較検討した結果、課税対象の 把握の容易性や行政コストの多寡等を総合的に勘案して、宿泊という行為 に着目した課税、即ち宿泊税の導入について検討を行うことがもっとも適 当である、との結論に至った(参考資料③)。

【参考資料③:観光行動に着目した課税対象の比較検討】

観光行動		観光行動 課税対象 課税対象の捕捉		関連事業者及び課税捕捉に 係る行政(徴税)コスト		
入	域	族	熊本市への入域行為	入域手段は多岐に亘り、補足は ほぼ不可能	入域行為の把握、課税に莫大な行政コストがかかる	
宿	11-1		ホテルや旅館等への宿泊行為	捕捉が容易	他の観光行動と比較すると、関連する事業者数が少なく、行政コストも少ない	
交通機	交通機関利用 駐車場利用 飲 食		交通機関(鉄道、バス、市電、 タクシー、船舶等)の利用			
駐車均			車場利用 光 有料駐車場の利用		市民の日常利用と旅行者の利	関連する事業者数が多く、行政コストも大きい
飲			飲食店等での飲食行為	用との区別が困難	ME STATES OF THE	
おみやげ購入			土産品店等での土産品購入			

#### 2 論点の整理

地方自治体が法定外目的税を新設しようとする場合、地方税法第 731 条第 2 項の規定に基づき総務大臣の同意を得なければならないとされている。この場合において、総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合は同法第 733 条の規定に基づき、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除いてこれに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3)(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当で ないこと。

また、法定外税の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成 15 年 11 月 11 日総税企第 179 号総務省自治税務局長通知)の内容を適宜参考とすることとされており、同通知によると、法定外目的税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設にあたって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について(抜粋) 第5 法定外税の検討に際しての留意事項

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、 その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則 に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分 な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見徴収を実施すること。

本会では、以上のことに留意しながら「宿泊税の使途」及び「課税要件 (納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除等)」について検 討し、その結果を踏まえて、熊本市における「宿泊税導入の妥当性」を審 議した。

#### 第4 宿泊税の使途について

宿泊税の使途の考え方 1

宿泊税の使途に関する基本的な考え方について、次のとおり整理した。

(1) 熊本市観光マーケティング戦略に基づく事業に優先順位を設けて充当 することが望ましい。

宿泊税の利用目的は「観光振興」であり、その活用にあたっては中長 期的なビジョンのもと計画的に行う必要があるため、熊本市の観光振興 への取組を強化していくための指針である「熊本市観光マーケティング 戦略」に基づく事業への充当が望ましい。また、熊本市への来訪や滞在 の促進と、来訪者の満足度向上を図る観点に留意し、熊本市観光マーケ ティング戦略における具体的取組の中から、優先順位を設けて取り組む 必要がある。

(2) 使途を明確化し、新規事業及び既存事業の拡充を中心に充当すること が望ましい。

宿泊税を活用する事業については、受益と負担の関係性が納税者(旅行 者) にとって明確である必要がある。

したがって、新規事業及び既存事業の拡充、又はそれらの効果的な継続 に資する事業に充当し、単純な振替をしないことが望ましい。

(3) 宿泊税を財源とする事業については、定量的な指標を用いるなど、事 業の効果を十分に検証する方法を取り入れる必要がある。

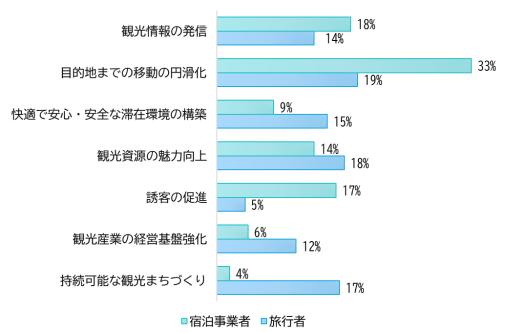
#### 【委員からの意見】

- 納税者(旅行者)や宿泊事業者に分かりやすいか、満足度向上につながる が、という視点が重要。 目に見える効果のある取り組みや、効果検証が可能な取り組みが好ましい。

- 中長期的な計画、ビジョンに基づいて進めていく必要がある。 熊本市観光マーケティング戦略における施策の中から優先順位をつけて取 り組むことが有効ではないか。
- 既存の財源とは区別して、宿泊税の活用により具体的に何を実現できたのかを明確化・見える化する必要がある。 既存予算の減少に応じた充当ではなく、新たな観光振興の取り組みに活用
- していくべき。

- 2 宿泊税を財源とする取組
  - 宿泊税を財源として積極的に展開していくことが望ましい取組について、次のとおり整理した。
  - (1) 来訪や滞在の目的となる、観光資源の魅力づくり
    - (例) エリアでの連携や親和性のあるコンテンツの関連付けなどによる、 観光素材の磨き上げ
  - (2) 来訪者に優しい滞在環境づくり
    - (例) 案内サインの多言語化やデジタルサイネージによる観光情報の発信、移動の円滑化(財源の規模も考慮し、具体的なニーズを把握して進めることが望ましい)、観光関連業界における、多言語への対応や知識の向上などを促す研修会の実施
  - (3) 認知度を高め、来訪を促すための誘客プロモーション
    - (例) 旅行に関する行動ごとに適した情報発信による誘客(効果の明確化 が難しい点に留意して進めることが望ましい)

「必要性が高いと思う観光振興への取り組み (宿泊事業者) 宿泊税の使い道として望ましいと思うもの (旅行者)」



出典:宿泊事業者・旅行者へのアンケート結果

#### 第5 宿泊税の課税要件等について

宿泊税を課する場合の課税要件等について、次のとおり整理した。

なお、課税要件等の検討にあたっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者の「事務負担の軽減」と、「制度の簡素化」に重点を置いて進めるべき、 との意見が多く聞かれたことから、この点に留意し、導入自治体の事例や 宿泊事業者等へのアンケート調査の結果を参考にしながら、宿泊税の課税 要件等について基本的な考え方を取りまとめた。

今後、市において詳細な制度設計を行う際は、本答申の内容を踏まえつつ、関係者の意見を丁寧に聴取しながら、適切な制度を作り上げていくことを期待する。

# 1 課税客体、課税標準及び納税義務者

東京都を除く全ての導入自治体が、課税の公平性の観点から、「ホテル」 「旅館」等のほか「民泊施設」も課税の対象としており、また全ての導入 自治体において、課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数(または宿泊 料金)を課税標準、その宿泊者を納税義務者としている(参考資料④)。

以上のことから、熊本市においても「民泊施設」も課税の対象とすることが適当であると考える。

## 【基本的な考え方】

#### <課税客体>

熊本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)

#### <課税標準>

・上記宿泊施設への宿泊数

#### <納税義務者>

・上記宿泊施設への宿泊者

#### 【参考資料④:導入自治体における課税客体・課税標準・納税義務者】

自治体名	課税客体	課税標準	納税義務者
東京都	・旅館業法に規定するホテル、旅館への宿泊行為		
大阪府		・左記施設への宿泊数	
京都市		• 生記他設入の治治数	
金沢市	<ul><li>・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊行為</li><li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業にかかる施設への宿泊行為(民泊)</li></ul>		
倶知安町	・仕七伯川争未広に死足りる仕七伯川争未にかかる爬政への伯川行為(氏川)	・左記施設への宿泊料金	・左記施設への宿泊者
福岡県	【大阪府・福岡県・北九州市】		
福岡市	・上記に加え、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設への宿泊行為 (特区民泊)	・左記施設への宿泊数	
北九州市			
長崎市			

# 2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

全ての導入自治体において、宿泊税の徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等としている(参考資料⑤)。宿泊者が個別に宿泊税を申告して納付することは、実務的にも困難であることから、先行事例と同様に、徴収方法を特別徴収、特別徴収義務者を宿泊事業者等とすることが適当であると考える。

また、申告期限についても、全ての導入自治体が、毎月末日までに前月分を申告納入すること(一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入が可能)としており(参考資料⑤)、先行事例と同様とすることが適当であると考える。

# 【基本的な考え方】

- <特別徴収義務者>
  - ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
  - ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
- <徴収方法>
  - ・特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する)
- <申告期限>
  - ・毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能

なお、宿泊事業者を特別徴収義務者とする場合は、旅行者への説明や対応方法を明示したマニュアルの整備などを含め、できる限り事務負担の軽減を図るための措置や配慮が必要である。

#### 【参考資料⑤:導入自治体における徴収方法及び特別徴収義務者、申告納入期限】

自治体名	徴収方法	特別徴収義務者	申告納入期限
全ての 導入自治体	・特別徴収 ※特別徴収義務者(宿泊事業者等)が 宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・宿泊事業者等	・毎月末日までに前月の初日から末日 までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月 ごとに申告納付が可能

#### 3 税率(税額)、免税点

税率や免税点については、導入自治体の事例を見ると、それぞれの地域 の事情を考慮した制度となっており、自治体によって考え方が異なる(参 考資料⑥)。

本会においても、税率の設定方法として「定額制」・「定率制」のメリッ トとデメリット、定額制とした場合の適切な税率区分の考え方、宿泊者の 負担感など、様々な議論があったが、特別徴収義務者となる宿泊事業者の 徴収に係る事務負担の軽減と、宿泊者への分かりやすさを重視して、まず はシンプルな制度を検討することが望ましいとの意見が多数を占めた。

以上のことから、まずは、免税点は設けず一律定額で導入し、その後の 検証によって必要な見直しを行うことが適当であると考える。

#### 【委員からの意見】

<税率区分の設定と免税点の設定について>

- 今の宿泊業の料金形態では客室単価が毎日変動しており、変動する金額に対 して税額が異なるのは非常に厳しい。
- 事務負担軽減の観点から、できるだけ制度を簡素化することが望ましく、簡素 化するのであれば一律定額が分かりやすい。
- 税率区分を設けると宿泊者にも分かりづらく、その説明で業務が停滞しない
- か懸念する。 宿泊料金を高く設定している所ではあまり感じないが、低く設定している所 では一律定額には相当な負担感を感じる。
- 東京都と大阪府では免税点が設けられている。民泊は営業日数に制限があり 副業という位置づけであることから、7,000円未満などの免税点を設けていた だきたい。
- 熊本市の宿泊者は、施設の種別によらず同じ行政サービスを利用されている ため、民泊だけを対象に免税点を設けることはその受益への負担という観点 から公平性が保てないのではないか。
- 免税点とする金額の設定が難しいことや、宿泊料金によって課税か非課税か が異なると事務が煩雑になるので免税点は設けないほうがよい。
- 免税点や税率区分を設けることは、事務が煩雑になるため適当ではない。
- まずは宿泊者にも事業者にとっても分かりやすい一律定額で導入し、見直し 年度に課題を検証するのが良いのではないか。
- 民泊に限らず低価格帯の宿泊者にご負担いただくことには危惧があり、何ら かの配慮について考える必要があるが、その解決方法として、そのような方々 へも行政サービスを提供できるような仕組みを考えるなど、何か違うかたち で補填するということも考えなければならない。

#### <税額について>

- 導入自治体の多くは最低税率が 200 円で、アンケートも 200 円や 300 円が適当という結果になっている。 財源を活用して何をやるかによって、福岡と同程度の 200 円程度が妥当なの
- が、財源を確保するために300円程度必要なのか変わってくる。 検討委員会で税額として妥当とした金額が、県との協議による上乗せによっ
- て変わることは望ましくない。県とは慎重な協議を続けていただきたい。

# 【基本的な考え方】

# <税率区分の設定>

・税率区分は設けず一律定額とし、その後の検証によって必要な見直し を行う。

# <税額>

・導入自治体の事例とアンケート調査の結果を参考に、財源を活用して 実施する事業の規模も考慮しながら、適当な額を検討する。

# <免税点>

・免税点は設けず、その後の検証によって必要な見直しを行う。

#### 【参考資料⑥:導入自治体(基礎自治体)における税率】

課税団体	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税率	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円 未満:500円 ③5万円以上:1,000円	①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	①宿泊料金の2%	①2万円未満: 150円 ②2万円以上: 450円 県税として	①一律150円 +50円を徴収	①1万円未満:100円 ②1万円以上2万円 未満:200円 ③2万円以上:500円
~1万円	200円	200円	200円 ※1万円の場合	150円	150円	100円
~1.5万円	200円	200円	300円 ※1万5千円の場合	150円	150円	200円
~2万円	200円	200円	400円 ※2万円の場合	150円	150円	200円
~5万円	500円	500円	1,000円 ※5万円の場合	450円	150円	500円
5万円~	1,000円	500円	1,600円 ※8万円の場合	450円	150円	500円

### 4 課税免除

京都市、倶知安町及び長崎市の事例(参考資料⑦)を踏まえて、修学旅行生等を課税免除の対象とするか、また、長期滞在者や観光目的以外の来訪者を課税免除の対象とするか、について議論となった。

熊本市は修学旅行を積極的に誘致している状況とは言えず、また、課税 免除を設けることにより、対象者の確認作業等でフロント業務が煩雑とな ることを懸念する声が多数を占めた。

以上のことから、課税免除は設けないことが適当であると考える。

# 【委員からの意見】

- ・ 修学旅行の誘致に力を入れている自治体においては、修学旅行生等を対象に 課税免除を設けているところもあるが、 熊本市は修学旅行生を受け入れる施 設が減っており、今後積極的に修学旅行を誘致するのか疑問である。
- 課税免除を設けることで、仕組みが複雑化、煩雑化するため、事務負担の増大を懸念する。
- 何を課税免除の対象とするかの線引きは難しく、宿泊施設のフロント業務の 煩雑さを回避する点では、課税免除は設けないことが望ましい。
   長期滞在者はビジネス目的の方が多いが、ビジネス目的であっても空いた時
- 長期滞在者はビジネス目的の方が多いが、ビジネス目的であっても空いた時間に観光される方も多く、長期滞在・ビジネス来訪の宿泊者に対して観光地を整備する目的で課税することは適当ではないか。
- 宿泊税であって観光税ではないので、観光目的以外で来られた方にもご負担 いただいて良いのではないか。

# 【基本的な考え方】

・課税免除は設けない。

# 【参考資料⑦:導入自治体における課税免除の設定状況】

団体	京都市	倶知安町	長崎市
課税免除対象者	修学旅行その他学校行事に参加する 生徒、引率者等	・修学旅行その他学校行事に参加する 生徒、引率者等 ・倶知安町内で職場体験を行う生徒等	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者

# 5 課税期間(見直し期間)

前述の総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」において、「法定外税の課税を行う期間については、(中略)原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされており、導入自治体の事例を参考に、課税期間の検討を行った。

全ての導入自治体において、社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、条例施行後3~5年で見直しを行うこととしている(参考資料®)。しかしながら、本会では、導入初期においては、制度の不具合を早急に把握して適切に対処する必要があり、できるだけ早期に検証する必要があるとの意見が多く見られた。

以上のことから、課税期間については、まずは2~3年とし、その後は3~5年ごとに見直すことが適当であると考える。

### 【委員からの意見】

- 課税期間は自治体によって3年から5年とされているが、企業の事業計画などは、時代の流れや取り巻く環境の変化に鑑みておよそ3年ごとに見直していることを考えると、3年ごとに税率などの制度や運用を見直すべきではないか。
- 導入直後は制度の不具合など課題が出てくる可能性があるため、見直しまでに5年は長すぎる。初回は3年で見直しをし、初期不具合に対処・改善が図られた後は、5年ごとの見直しでも良いのではないか。
- 導入直後の見直しはできる限り早いほうがよい。2年あればある程度の見直しも可能と思われることから、初回は2年、その後は3年ごとに見直す方法も考えられるのではないか。
- 見直し年度にかかわらず適宜事業者にヒアリングを実施すべきではないか。

### 【基本的な考え方】

・昨今の社会情勢は急速に変化していることを踏まえ、初回は早い時期 (2~3年後)に制度の見直しを実施し、その後は3~5年ごとに見直す。

【参考資料⑧:導入自治体における課税期間の設定状況】

自治体名	課税の期間				
東京都					
大阪府					
京都市	・条例施行後、5年ごとに見直し				
金沢市					
倶知安町					
福岡県					
福岡市	・条例施行後3年、その後5年ごとに見直し				
北九州市					
長崎市	・条例施行後、3年ごとに見直し				

#### 6 特別徴収交付金等

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収に係る事務的負 担や経費的負担を課すことになるため、導入自治体においては、納期内に 納入した宿泊税額に応じて交付金等を支給する制度を設けている。

本会においても、導入自治体の事例と同様の措置を設けることが適当で あると考える。

また、宿泊税の特別徴収にあたり、宿泊事業者には新たにシステム等の 整備費用が発生することから、導入自治体の多くはそのイニシャルコスト に対して、導入後 5 年間は交付金を上乗せする措置を取っているところ、 長崎市においては、そのような措置に代えて、システム整備費に対する助 成制度を設けている(資料⑨)。

本会では、システム整備費への助成制度を設ける方が、宿泊事業者の理 解を得やすいとの意見が多数を占めたため、交付金制度とは別途、システ ム整備費の助成金制度を設けることが適当であると考える。

#### 【委員からの意見】

- 特別徴収交付金制度は導入したほうがよい。また、期限を設けず継続されるこ とで事業者の安心につながるのでは。
- 交付率は他の自治体と同程度でよいのではないか。 税率 200 円、交付率 2.5%として、稼働率 100%で試算しても、交付金額は 100 室あたり月額 15,200 円なので、はるかに人件費のほうが高いと感じる。
- 交付金は徴収を始めた後の制度であるため、事業者の資金でシステム整備等 の初期投資をした後に少しずつ回収しなければならないことは負担が大き システム整備費助成を設けた方が事業者の理解を得やすい。
- システム整備助成制度を設けるにあたっては、補助対象となるシステム整備 の例示や、申請の煩雑さの軽減など、申請手続きが簡素化できるよう検討して いただきたい。申請に人手が割かれるようでは本末転倒である。 結果として煩雑な制度になるのであれば、最終的には他の自治体のように、交
- 付金へ 0.5%上乗せしてシステム整備費に充てる、ということになろうかと思

# 【基本的な考え方】

- <特別徴収交付金制度>
  - ・納期内納入額に対する交付金措置を設ける。
- <システム整備費助成制度>
  - ・特別徴収交付金交付率の上乗せ措置よりも、システム整備費に対する 助成制度を設ける。

また、助成金制度を検討するにあたっては、宿泊事業者が利用しやすい よう申請手続きをできる限り簡素化することが望ましいということを付 け加えておく。

【参考資料⑨:導入自治体における事務負担軽減措置状況】

長崎市以外の導入自治体	長崎市
①特別徴収交付金制度	①特別徴収交付金制度+②システム整備費助成制度
①特別徴収交付金制度 【期 限】期限は設けていない 【交付率】納期内納入額の2.5%とする自治体が多い 【交付率の特例】導入から5年間は0.5%を上乗せして交付 【交付上限額】 ・設けている自治体:4団体(設定額50万円~200万円) ・設けていない自治体:2団体	<ul> <li>①特別徴収交付金制度</li> <li>【期 限】設けていない</li> <li>【交付率】納期内納入額の2.5%</li> <li>【交付率の特例】なし</li> <li>【交付上限額】50万円</li> <li>②システム整備費への助成制度</li> <li>【補助率・限度額】補助率:1/2 限度額:50万円</li> <li>【補助対象経費】既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築、ハードウェア・ソフトウエアの購入等</li> <li>【申請実績】約2割</li> </ul>
◆イニシャルコスト: 特別徴収交付金の特例(率の上乗せ) ◆ランニングコスト: 特別徴収交付金	◆イニシャルコスト: システム整備費への助成制度 ◆ランニングコスト:特別徴収交付金

#### 7 入湯税

入湯税においては、宿泊税の導入によって、宿泊の入湯者に新たな負担 が生じることや、宿泊税を導入していない他地域の温泉事業者と競合が生 まれる懸念など、様々な議論があった。

本会では、入湯税と宿泊税は使途・目的・課税客体が異なる点や、入湯 税を活用した事業への財政的な影響も考慮すべき点、また、福岡市以外の 導入自治体においては、入湯行為は市民共有の地下資源を利用しており、 相応の負担を求めることは適切という考え方から、入湯税の改正は行って いない(参考資料⑩)点などを考慮し、宿泊税の導入に合わせて入湯税の 制度改正は行わないことが適当と考える。

# 【委員からの意見】

- 入湯税と宿泊税は基本的に使途や目的が異なるという考え方で、改正はしな
- 人湯祝と佰泊祝は基本的に使述や自的が異なるという考え方で、改正はしなくてもよいと思う。 宿泊税を導入して熊本が選ばれるような取組を行うことが一番と思う反面、 植木温泉には小さな旅館が多く、入湯税の負担もあり素直に不安でもある。 入湯税は全国的に十分浸透して定着しているが、それに加えて宿泊税が課税 されることにご理解いただけるのか不安。 入湯税を改正した場合、入湯税の減額と宿泊税の課税に同時に対応する必要 があるため、事務負担が増えないか。 定泊税を導入していない他地域の温泉東業者との競合が生まれることに不安
- 宿泊税を導入していない他地域の温泉事業者との競合が生まれることに不安 を感じており、もし宿泊税が導入されるのであれば、入湯税が少し安くなれば
- 入湯税の改正は、入湯税を活用して実施する施策への財政的な影響も踏まえ て検討する必要がある。
- 入湯税に加えて宿泊税を課税することは、温泉事業者にとっても宿泊者にと っても負担であるが、どのようにご理解いただいて気持ちよくお支払いいた だくか、に尽きるのではないか。

#### 【基本的な考え方】

・宿泊税導入に合わせて入湯税の改正は行わない。

#### 【参考資料⑩:導入自治体における入湯税の制度比較】

熊本市	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
1人1日につき …150円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯 客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …70円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 ※宿泊税導入前は、 150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …50円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …30円

# 8 課税要件等についての基本的な考え方(一覧)

項目	課税要件等の基本的な考え方	
課税客体(納税義務者)	・課税客体:熊本市に所在する宿泊施設(民泊含む)への宿泊行為 ・課税標準:宿泊施設への宿泊数 ・納税義務者:宿泊施設への宿泊者	
徴収方法	・徴収方法:特別徴収(特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収 し、市へ納入する。) ・特別徴収義務者:宿泊事業者等	
申告期限	・毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能	
税率 (税額)	・税率区分:税率区分は設けず一律定額とし、その後の検証によって 必要な見直しを行う。 ・税額:導入自治体の事例とアンケート調査の結果を参考に、財源 を活用して実施する事業の規模も考慮しながら、適当な額を検討 する。	
免税点	・免税点は設けず、その後の検証によって必要な見直しを行う。	
課税免除	・課税免除は設けない。	
課税期間 (見直し期間)	・昨今の社会情勢は急速に変化していることを踏まえ、初回は早い時期(2~3年後)に制度の見直しを実施し、その後は3~5年ごとに見直す。	
特別徴収交付金等	・特別徴収交付金制度:納期内納入額に対する交付金措置を設ける。 ・システム整備費助成制度:特別徴収交付金交付率の上乗せ措置より も、システム整備費に対する助成制度を設ける。	
入湯税	・宿泊税導入に合わせて入湯税の改正は行わない。	

#### 第6 おわりに(まとめ)

本会では、財源確保の必要性や地方自治体における自主財源の比較、旅行者・宿泊事業者へのアンケート結果や導入自治体の事例を踏まえた宿泊税の使途・制度等について、多様な視点から検討を行ってきた。

これまでの審議内容を踏まえ、検討委員会としてとりまとめた答申については以下のとおりである。

- 1 熊本市の持続的な発展に向けて観光振興の取組を継続、強化していくための財源として、宿泊税の導入は適当である。
- 2 検討委員会で議論した様々な課題について、引き続き整理し、十分に検討しながら、拙速な導入とならないように対応していくことが必要である。
- 3 特に、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる旅行者 の理解を得ることが重要であり、以下の取組等について実施するこ とが必要である。
  - ・宿泊事業者等への宿泊税導入の目的、使途及び制度の丁寧な説明 や意見聴取
  - ・宿泊事業者のシステム整備等の事前準備や旅行者への周知に 必要な期間の確保
  - ・多言語のリーフレットや表示板等による周知広報
- 4 熊本県とは引き続き十分に連携、協議しながら、丁寧に検討を進めていくことが必要である。

今後、熊本市に宿泊税が導入されることとなれば、さらなる観光施策の 充実、強化につながり、旅行者の満足度を高めるとともに、市民生活の向 上や地域経済の活性化にも寄与することが見込まれる。引き続き、事例を 踏まえた調査研究や関係者への丁寧な意見聴取など、十分な検討を重ねた 上で、拙速な導入とならないよう対応していくことが重要である。

施策展開の前後における十分な確認、検証による宿泊税を財源とする施 策の効果の最大化を図りながら、観光振興に取り組むことによって、熊本 市観光マーケティング戦略において掲げるビジョン「訪れる人が、暮らす 人と共に上質な時を創るまち くまもと」の実現を期待する。

最後に、アンケートにご協力いただいた旅行者及び宿泊事業者をはじめ、 検討にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げる。

> 令和6年(2024年)3月 熊本市宿泊税検討委員会

# 第7 (参考) 熊本市宿泊税検討委員会について

1 設置根拠

熊本市附属機関設置条例 熊本市宿泊税検討委員会の組織及び運営に関する要綱

# 2 委員構成

所属	役職	氏名	備考
熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科	准教授	井寺美穂	
東海大学 文理融合学部 地域社会学科	客員教授	小林 寛子	会長
(一社)日本旅行業協会 九州支部 熊本県地区委員会	委員長	島添哲也	副会長
熊本市観光旅館ホテル協同組合	理事長代行	鶴山 敏哉	
熊本市ホテル連絡協議会	代表理事	長尾勇	
熊本市旅館ホテル組合	組合長	西上佳孝	
熊本経済同友会	幹事	西原口香織	
植木温泉観光旅館組合 女将会	代表	平山愛	
(一社) 民泊観光協会 熊本支部	代表	吉川香寿美	

※敬称略・50音順。会長及び副会長は委員の互選により選任。

# 3 会議の開催状況

開催回	開催日	議事
第1回	令和 5 年(2023年) 10 月 31 日(火)	・観光振興の重要性・財源確保の必要性について ・観光振興のための財源の検討について ・アンケート調査について
第2回	令和6年(2024年) 1月18日(木)	・宿泊事業者及び旅行者へのアンケート調査結果 について ・事例等を踏まえた宿泊税の使途について ・事例等を踏まえた宿泊税の制度について
第3回	令和6年(2024年) 2月7日(水)	・事例等を踏まえた宿泊税の検討について
第4回	令和6年(2024年) 3月7日(木)	・熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括 について ・熊本市における宿泊税の導入について
第5回	令和6年(2024年) 3月27日(水)	・熊本市における宿泊税の導入について(答申)

<sup>※</sup>会議には、熊本県観光戦略部観光企画課及び一般財団法人 熊本国際観 光コンベンション協会にもオブザーバーとして参加いただいた。